

東大阪市における大阪府福祉のまちづくり条例第 3 1 条の規定による認定の申請に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 8 月 1 7 日

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市における大阪府福祉のまちづくり条例第 3 1 条の規定による認定の申請に関する規則の一部を改正する規則

東大阪市における大阪府福祉のまちづくり条例第 3 1 条の規定による認定の申請に関する規則（平成 2 1 年東大阪市規則第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
東大阪市における大阪府福祉のまちづくり条例<u>第 3 2 条</u>の規定による認定の申請に関する規則 （趣旨） 第 1 条 この規則は、大阪府福祉のまちづくり条例（平成 4 年大阪府条例第 3 6 号。以下「府条例」という。）<u>第 3 2 条</u>の規定による認定の申請に関し必要な事項を定めるものとする。 （制限の緩和に関する認定の申請） 第 2 条 府条例<u>第 3 2 条</u>の規定により市長の認定を受けようとする者は、大阪府福祉のまちづくり条例<u>第 3 2 条</u>の規定による認定申請書（<u>様式</u>）の正本 1 部及び副本 1 部を市長に提出しなければならない。 2 （略） <u>様式</u>（第 2 条第 1 項関係） 大阪府福祉のまちづくり条例<u>第 3 2 条</u>の規定による認定申請書 （略） 大阪府福祉のまちづくり条例<u>第 3 2 条</u>^{第 1 項}_{第 2 項}の規定による認定を申請します。 （略）	東大阪市における大阪府福祉のまちづくり条例<u>第 3 1 条</u>の規定による認定の申請に関する規則 （趣旨） 第 1 条 この規則は、大阪府福祉のまちづくり条例（平成 4 年大阪府条例第 3 6 号。以下「府条例」という。）<u>第 3 1 条</u>の規定による認定の申請に関し必要な事項を定めるものとする。 （制限の緩和に関する認定の申請） 第 2 条 府条例<u>第 3 1 条</u>の規定により市長の認定を受けようとする者は、大阪府福祉のまちづくり条例<u>第 3 1 条</u>の規定による認定申請書（<u>様式第 1</u>）の正本 1 部及び副本 1 部を市長に提出しなければならない。 2 （略） <u>様式第 1</u>（第 2 条第 1 項関係） 大阪府福祉のまちづくり条例<u>第 3 1 条</u>の規定による認定申請書 （略） 大阪府福祉のまちづくり条例<u>第 3 1 条</u>^{第 1 項}_{第 2 項}の規定による認定を申請します。 （略）

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式第 1 により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の様式により作成した用紙として使用することができる。